

第9回交渉会 会議録

日 時 平成27年12月12日（土） 10：00～12：54

場 所 みそら自治会集会所ホール

出席者（みそら）青柳自治会会长、山口副会長、日和事務局長、羽生事務局次長、狩野総務部長、大塚対市交渉委員、小川対市交渉委員、辻対市交渉委員、石丸対市交渉委員

（市） 佐渡市長、武富副市長、本田環境経済部部長、宇田環境経済部次長、荒木廃棄物対策課長、小出クリーンセンター長、丸山副主幹、岩井主査補、上原副主査、日比野主事、池田主事、大野主事

（同席者）古川弁護士

○みそら

おはようございます。市役所の皆さん、本日は来ていただきましてありがとうございます。これから第9回目の対市交渉を行いたいと思います。ちょっと開始に当たりまして、注意事項といいますか、取り決め事項がありますので、傍聴の方は発言ができないということです。それから、携帯電話はマナーモード、電源オフにお願いいたします。それでは、最初にこちらのほうから新しくなりました自治会会长の青柳さんのはうから挨拶させていただきます。

○みそら（会長挨拶）

おはようございます。本日はご多忙のところ、市長じきじきにご出席くださり、まことにありがとうございます。交渉会も会を重ねてまいりましたが、これまでの論議はほとんど新処理施設の稼働時期、それまでにかかる期間についてでございました。いささか脇道にそれたように思っております。今後は、期限に関する論議を一旦中断したいという申し入れに基づきまして、基本に立ち返って論議をすべきであると考えております。すなわち確認書に明記してありますように、去る3月31日をもつて現焼却場の操業を停止すると、こういう考え方に基づきまして、今後遅くとも5年以内、なるべく早い時期に現焼却場の操業を停止するというご決断を市長に仰ぎたいと、こう考えている次第でございます。以上をもちましてご挨拶といたします。

○みそら

ありがとうございました。それでは、市長のはうからご挨拶をお願いします。また、職員の方の紹介もお願いしたいと思います。

○市（市長挨拶）

どうも皆さんおはようございます。交渉会も会を重ねて、今回は9回ということになります。これまで四街道市といたしましても自治会の皆さん方と真摯に話し合うということで、お互いに話の論点を整理しながらここまで進んでまいりましたけれども、どうぞこれからもお願い申し上げます。また、今現在話し合っていた主なテーマは新しい施設をどういった手続、どういったスケジュールで整備していくか、そこら辺が一番メインでございまして、法的な手続の問題だとか、いろんな制度的な問題、また建設に当たっての技術的なそういう点になるので、傍聴なしでこの夏から3回ほど皆様方と

協議をしたところでございます。法的な問題であるとか、あるいは技術的な問題でございますので、市長が出てこなくていいということで何回か私が出ていないわけでございますが、政治的に、あるいは政策的に判断して法的な問題とか、あるいは技術的な問題もこれはもうクリアという話ではないもので、これまで自治会の皆さんと四街道市が、いろんな手続上の問題とか、技術的な問題を議論されてこられました。そして、きょうは先ほど新会長の青柳会長さんからお話をございましたけれども、そのスケジュールの問題から、また確認書に基づくその補償金の問題というようなご提案でございまして、スケジュールの問題も大切ですけれども、確認書に書かれております補償金の話、これも大きな柱でございますので、きょうは皆様方とまた腹を割ってお話し合いをしたいと思います。これまでみそら自治会さんの皆様方のご要望によりましてその技術的、また制度的な面も専門家を交えてほしいというお話もありましたので、全国都市清掃会議の技術部の課長さん、オブザーバーとして来てもらったときもあります。きょうは、また法的な問題という観点から弁護士さんをきょうは同席していただいています。ご紹介いたします。古川弁護士でございます。

○市

おはようございます。よろしくお願ひいたします。

○市

それでは、順番にちょっと自己紹介を。よろしいですか。

○みそら

補償金というのは今一言も言っていないですよ。

○みそら

補償金については、会長から一言も言っていないのですけれども、こういうことなのです。

○市

挨拶の中ではおっしゃられていません。おっしゃるとおりです。しかしながら、これまで交渉会を重ねる中で、要はペナルティーだと。私どもはわかりましたと。補償金というところで今まで何度か話し合いを進めています。これまでの過去の話し合いの中で補償金と申し上げると。これは、もう会議録、議事録ありますので、そういう意味で申し上げました。それでは、一人一人自己紹介をさせますので、どうぞよろしくお願ひします。

市職員紹介（省略）

○みそら

ありがとうございます。ちょっと申し上げました、座って話をしたいと思いますけれども、本日の議題について、先月24日に市のほうに提出しまして、皆様の、傍聴の方の資料の中に12月9日付廃第84号という文書がありますけれども、これが私どもで出した議題に対する回答、これが来ております。これを本当に言えばきょうは話をするわけですけれども、1番は稼働停止時期です。それから2番は稼働停止に向けた具体的な計画と。それから、資料は以前にも配っておりますが、9月15日に出されましたこのごみ処理施設の整備計画、移転計画ですね、この2点が資料としてありますので参考にしていただきたいと思います。ということで、まことに申しわけないのですが、きょうは稼働停止とそれに向けた具体的な計画の話をしたいと。先ほどこちらから言いましたように、ぜひ5年以内に稼働停止を行ってもらいたいというのが本日の大きなテーマです。ということで、吉川さんですか、まことに申しわけないのですが、きょうはもう発言はするチャンスはないと思いますので、ぜひ傍聴席のほうに行っていただけますか。発言は、きょうは多分ないと思います。申しわけないですが。もし発言を我々がしてほしいというときにはまた出てきていただければ結構かと思います。

○市

では、こちらのほうでよろしいですか。

○みそら

傍聴席は、議員の方も一般市民の方もおられますから。特に制限ございませんから。それでは、本題に入りたいと思います。先ほど市長のほうから言われましたように交渉会は9回を重ねておりますけれども、一旦市長が欠席のもとで技術的な話をするということでやってきました。というところで、最新の問題は何かといいますと、自治会としては5年で稼働停止をしてもらって、それに対する答えが先ほどの計画のように9月15日付で出されました現計画では6年6ヶ月と、こういうことになっているわけです。1年半ですけれども、この1年半、たった1年半、そういうことではないと思うのです。というのも、この問題はみそらの皆さんが平成元年に協議書、協定書とかが進んで、現在のクリーンセンターが平成4年に建ったわけです。ということで、もうことは27年ですか、27年は確実に皆さん、みそらの自治会の人は今か今かとこのクリーンセンター焼却場がなくなることを首を長くして待っておられたわけです。過去の平成元年に結ばれてからどういうことがあったかといいますと、なかなか用地が見つからないというのが大きなところだったのです。ところが19年にそれが解決して、自治会としてもなかなか寛容な態度で8年は待ちますよと。もう、こういうことなわけです。それが、ことしの3月31日、要するに27年待ったわけです。ところが、まだ残念ながらこのクリーンセンターは動いているわけです。そういう中での期間についての交渉をしているわけです。確認書もう何回も読まれていると思いますけれども、確認書には3月31日に稼働停止すると。こういうことです。だから、本来は何回も言いますが、もう稼働停止すべき施設になっているのです。それに対して、まだこれ自治会も寛容な面を見せていると我々は思うのです。そして、その期間が5年ですよと。5年は、もう待ってもいいかなと。27プラス5、32年です。もう本当にこれがなくなることを切望して首を長くして待って亡くなられる方もいらっしゃいますよ、いっぱい。今ここにいらっしゃる方でも、私も含めてですけれども、生きているうちに何とかしてほしいと。それで、ようやくこれから皆さんに5年で決まったよというのをお知らせして、それが承認されると、これがなかなか難しいところではありますけれども、5年と言つていただければ、何とか5年以内ですけれども、説得、皆さんに理解してもらって話をまとめたいと。このために本日きょう来てもらったわけです。今言いましたように、

先ほど言いましたように、1年半というのは我々としては長いのです。もう既に27年になつてゐるわけです。それプラスですから、1年3カ月、1カ月、一日でも早く、こういうわけです。その許容範囲を何とか5年でどうですかと、こういう提案をしているわけです。ところが、先ほどの話のように市長が欠席のもと技術的な話をしてまいりました。ところが、どうしても市の担当、廃棄物対策課ですか、こちらのほうで6年6カ月はもう減らせないと。それもよく理由はわからないのです。例えば計画の中には交付金を、交付金というのは年間の交付金です。その交付金をもらって事業をやらないと財政的に四街道市はきついのだと。例えば、長くなるので簡単に言いますと、交付金をもらうための準備です。そういうようなもの、それから次何を建てるかとかいう機種の選定、基本設計と、そういうことに時間をかける、プラス交付金をもらって例えれば機種を決めるための選定は、前回、前々回ですか、全国都市清掃会議の林田課長が見えまして、約1億円ぐらいと。その交付金は3分の1ですから、1億円の3分の1、約3,000万円。それから、環境影響調査が必要ですね。これは、もういつでもできると思うのです。以前、交渉の中で煙突の高さが決まらないとか、そういういろんな理由があると。だけれども、そんなものは煙突の高さというの是一般的に60メートルですよと。林田課長も言っていたわけです。それを何メートルにするか、それは想定すればいいだけの話であって、何の問題もなく環境影響調査は入れるわけです。その費用は5,000万円と言わされました。それもやっぱり3分1なのです。ということは、1,500万円です。先ほどの機種選定だと3,000万円と1,500万円、4,500万円しかかかりません。そういうふうなものを、要するに交付金なしでやって、1年間に2億円の修理費がかかるところを1年間削ればプラスになるわけです。それは計算したらわかりますよね。そういうふうなことを計算して計画を組み直せば絶対短縮できると思うのです。6年6カ月かかる。そういう意味で我々は申し上げてきたわけですけれども、なかなかそこを理解してもらえないで6年6カ月以下にはならないと。どうもこれが不思議なのです。何ですか。修理費は、これから毎年2億円を見込んでいるという中で、1年短縮すれば2億円浮くわけだから、交付金なしで事業を進めれば何の問題もないです。市の財政の問題があるので交付金を受けて事業を進めます。かたや修理費は2億円払います。これは、なかなか理解できません。もうこれ以上、だから廃棄物対策課、もしくは環境経済、経済環境ですか、そこの方と話ししてもなかなか一致点が見つかなかったのです。そういう意味で、きょうは来ていただいていますから、ぜひ5年という要求に対して決断をお願いしたいと思います。市長のほうからどうですか。

○市

申しわけありません。誤解があるようですが、機種の選定は交付金を受けないで行うという計画で9月15日に提出しております。その点は誤解がござります。以上です。

○みそら

では、そもそもの1億円かかるのはどれでしたっけ。

○市

1億円かかるのはPFI等導入の手続きです。

○みそら

そんなものに1億円かかるわけではない。何を言っているの。

○市

失礼しました。6、7、8、9ごみ処理施設整備基本計画、事業方式選定、ごみ処理施設整備基本設計、あとPFI等の導入手続、以上です。

○みそら

だから、言ったとおりじゃない。機種選定、発注方式、そこら辺で1億円かかるのでしょうか。

○市

ただ、発注選定と発注事業方式の選定に関しては、交付金の対象外ということで計画はお出ししております。その点は誤解がございます。

○みそら

要するに1億円かかるやつは交付金を得てやると。そういうことでいいのですね。だから、ほかの

○市

ええ。1億円をかけるものについて、全部というわけではなく、その前半部分につきましては……

○みそら

1億円かけることに対して交付金をもらうのでは、アイテムが正確ではないかもしれないけれども、同じことだよ。市長、どうですか。こういう話を幾らしてもこれは無理なのです。5年という期間は、先ほどから言っていますけれども、全く理不尽なことを言っているわけではないのです。27年待って、さらに5年以内だったら待ってもいいですよと。こういう提案をしているわけです。そういうことについて、どうですか、決断できそうですか。

○市

平成元年に協議、協定書を結んで、そしてまた19年に確認書を結ぶ中で、これまでみそら自治会さんとお約束してきたことが、もううやむやになっている。そして、ご迷惑をおかけしている。これにつきましては、これまで大変申しわけなかったと、これはそういう認識であります。ことしの4月から交渉会を進めるということで、みそら自治会さんのほうから文書をいただいて、いろんな枠組みを築きながら、またきょうで9回目になるわけですが、私のほうとしては新しい清掃工場を可能な限り、効率的な問題、また技術的な問題、そしてまた先ほどから言わわれていますその交付金の問題、こうい

つたものを可能な限りクリアできるところは、部分的には交付金をもらわずに何とか我々はしているということで、6年6カ月というようなスケジュールを今廃棄物対策課、皆様方と協議しておっしゃるとおりです。この4月から、おっしゃられるとおり、27年間の今までの現実的に清掃工場が、クリーンセンターが稼働停止になっていないと、新しい施設をとにかく1年でも、一日でも早く建設するためにも努力を一生懸命やってきてています。ですから、今回もう既にご回答いたしましたとおり、私どもはとにかく早くやりたいということで努力していますので、それを5年というご提案でございましたけれども、ぜひ5年でやるときにはこういう提案があるとか、そういうのも今まであったわけです。そして、ご提案いただいて、市の職員が例えれば九州とかそういうところに出張してそういうスケジュールでできているのかどうかとか、いろいろ検討してまた皆様にも報告したところです。ですから、もう私どもとしては、この協議、協定書を平成元年に結んで、現在までの今までのこういった状況をまことに申しわけないという気持ち、これからも一生懸命やりますので、新しい施設をとにかく一日でも早く。4月にこの交渉会の枠組みにつきまして、みそら自治会さんのほうからこのご提案いただいて、例えきょうのこういう会議の中で傍聴席の方は発言しないとか、みそら自治会さんからのご提案を受けてきております。最初の文書の中では9月議会が終わって、その後具体的に吉岡地区について動いてまいりたいと、働きかけていただきたいというのが最低条件だったと思うのですが、それを2カ月前倒しにして吉岡地区のほうに私お伺いし、このように皆様方のご要望に添って、それを一日でも短く、短縮していきたいという、そういう努力をさせていただいている。そして、交付金の問題なのですが、例えこれから今一般廃棄物処理基本計画の見直しということでスタートしているが、これからまた進める施設整備の基本構想とか、それもその交付金をもらわずに前倒しでやっていることやっていますので、私どものこの努力をぜひ評価していただきたいのと、あと財政的な問題なのですが、国の補助制度、交付金制度があるにもかかわらず、それをもらわずに予算措置をして市議会に提案するときに、今度議会が何でそういうものをもらえるときに、それを受け入れないで、市の市民の皆様の税金、単独事業でやるのかという、そういう観点からの指摘もございまして、そう簡単にはそういう予算組みをしても議会では通らないという可能性が非常に高いです。ですから、市民の税金だけではなくて、やはり国のお金、これを取り入れて財政運営をしていくというのが基本でございまして、5年でそれを進めるというのはそういう意味からいくとちょっともう厳しいと。それで、今回このようなご回答をさせていただいたところです。5年で現在の施設を停止するというのは、今私どものほうではそういう決断ができませんので、そこを理解できればと思います。

○みそら

ありがとうございます。一生懸命やっていただきて、最初は出された計画が9年と。9年も地元合意が決まってからの9年ですから、もうこれはタイムリミットだったのです。ただ、それらの中でいろいろ交渉を受けて6年半は努力してもらったと。それは、有意義な交渉だったと思っています。それから、交付金について今言われましたけれども、一般的な、計画全体も含めてですけれども、一般的な進め方をやらないといけないと。例えれば基本計画です。今やっていますけれども。あれなんかも始まりました。だけれども、そこにそのやり方というのはもう決まっていますからということですね、多分。そのほかには整備計画だとか、そういうところにも全て諮問がされ、内部の処理、対策委員に諮問されて進んでいくと。こういうふうなプロセスが計画の中に盛り込まれているのです。交付金については、今言われたように議会が、議会を通過させるのは難しいと。これは、多分一般的なことだと思うのです。我々、交渉している中で感じたのは、やはり最初にあり当たりの計画ではだめで

すよと。これは、もうしっかり頭の中に入れておいていただきたいと思うのですけれども。この問題を解決する必要があるというのはもう十分わかっているらっしゃるわけですよね。そんな中で作成されたのが6年6ヶ月と。それに対する私どもの要望は5年以内ですと。こういうことですから、そこで一般的な手法ではなくて、何とかして、例えばそういう交付金の問題、議会を進めさせる問題、いろいろあります。そういうようなものを何とか縮めて、通過させて、そして計画を5年に持つていってもらえばありがたいと思っていたのです。ところが、今も市長が言われましたように、なかなか難しいということですけれども、1つ誤解があるかどうかわかりませんけれども、私どもはこの6年6ヶ月の計画でもいいと思うのです。我々は、この計画とは別に5年でとにかく稼働停止していただきたいと。こういうことです。この計画を云々するもう必要はないと思うのです。担当の方がこれ以上できないとおっしゃるわけですから。もうこれはしようがないのだよと。でも、我々は5年しか待てないのですけれどもと。こういうことですから、5年たつたらとまるようにやってほしいというのがこのきょうの議題の2番のほうです。そのとき、5年で停止する方法はあるわけです。それから、6年6ヶ月かかるのであれば、そこから1年半後には稼働する予定なのでしょう。だけれども、我々はもう5年以内でとめてくださいと。もっと早くてもいいのです。一番早いのはもう本来は3月31日だったわけですから。これをもう本当に清水の舞台から飛び降りて5年でお願いしますと、こういうふうに言っているわけです。6年半かかろうがいいのです。私どもがその時点で停止していただいて、あとはその方法できようは議論して、例えば解決方法は何をやりますか。本田部長、どうですか。

○市

ごみ処理の手法としては自前で処理するという手法と、あと委託処理。あるいは他の市町村にお願いするという、そういう手法がありますけれども、私どもはその民間委託、あるいは他の市町村への委託処理はできないというふうに判断いたしまして、5年でとめることができないということで今回回答を出させていただいております。

○みそら

何にせよ、その議論は後でしましょう。そういうことですから、私どもはとめてもらえば、建設にどれだけかかるがいいわけです。話をちょっと変えまして、先月の28日ですか、吉岡区に対して説明会が行われましたよね。その報告をちょっと聞きたいのですけれども、どうですか。

○市

ご報告をさせていただきます。11月28日に吉岡区に対しましてごみ処理施設の建設に関する説明会、これを開催いたしました。区民の方、28名かな、ご参加いただきまして、説明会をいたしました。内容といたしましては、環境負荷の少ない施設を目指して建設をしていきますというお話をしておると。それから、もう一点は地域振興ビジョンということでお話をさせていただいている。要は吉岡区に対しまして地域振興策としてこういうものがございますということでご報告をさせていただいたと。ただ、それに対するご意見をいただいたところでございます。いろいろ環境面、例えば排水路の整備をしてもらいたいとか、道路をもっとよくしてもらいたい、そういうふうな地域振興に関するご意見が主であったというところでございます。

○みそら

排水路というのは下水とかの話ですか。上水、下水。あそこは上水路ですか。

○市

下水路はいっておりません。ですので、いわゆる雨水、排水、あるいは生活雑排水の排水処理と、そういう意味での要望がございました。

○みそら

そのほかはなかったのですか。何かあの地域振興に対して要望というか。

○市

やはりいわゆる道路だけではないのですけれども、暗い部分があるという。それに対して街灯をつけてほしいとか、いわば生活環境面での改善を要望するような声が大変多かったと。1点、すみません。今最初に水道という話もございましたけれども、上水路についても一定な地区がございますので、それについてもご要望ありました。

○みそら

わかりました。それで、この説明会の目的は何だったのですか。大体からして。

○市

吉岡区に今ごみ処理施設の建設をお願いしているわけでございます。ですので、ごみ処理施設そのものを、まずこれから市が建てようとしているごみ処理施設をよく理解してもらうこと。それから、それとあわせて同時に市が実行していくこうとしている地域振興ビジョン、この2点を吉岡区の区民の皆様によく理解してもらいたいという目的で開催をしたところでございます。

○みそら

その目的はそれだけだったのですか。説明だけ。何の説明。何のための説明なのか。

○市

ですから、今お願いしている、いわゆるごみ処理施設を建設したい、お認めいただきたいと。建設をお認めいただきたいということをお願いしているわけでございます。ですので、まずごみ処理施設をよく理解していただいて、最終的には吉岡区の同意に結びつけていきたいということで開催をいたしました。

○みそら

それで、では市長はそのとき要望に対してどういうふうに答えられたのですか。

○みそら

市長、市長に聞いているのだよ。

○市

その説明会には私は出席しておりませんので、私が直接要望に対する回答はしていないということです。

○みそら

それは、あれですか、今その説明会をやった目的というのは、今はつきりわからなかつたのですけれども、要するに建設を認めてもらうための説明会ですよね。それは、来年の1月17日に行われる地区的集会でそこでどうなるのですか。採決してもらうわけですよね。認めるか、認めないか。そのための説明会だったのではないですか。

○市

そうでございます。ですので、先ほどお答えしたように、最終的には同意に結びつけていきたいということで開催をしたということでございます。

○みそら

要するに地元同意というのは大変重要だと。これは、市長も言われているし、私ども言っています。当然のことですよね。そのための準備段階というか、1月17日に確実に認めていただくための説明会ですよね。そこになぜ市長は行かれなかつたのかというのはちょっとこれもよくわからないです。1度行かれましたよね、市長は7月でしたか。それ以外では行かれていないということですか。かなり地元同意に影響する説明会だったのではないかなどとは思うのですけれども、なぜそれに行かれなかつたのか。

○市

7月に私が吉岡区にお伺いして、次期ごみ処理施設の建設予定についてお願いに上がって、その後、2回ほどカラー刷りのチラシを吉岡区の皆様方にお配りをしています。今回の吉岡区における説明会の内容は、その2回お配りしたチラシ、第1回目は今後新たにつくろうとしているごみ処理施設の環境面に与える影響を可能な限り提言した地域に適合する高性能の施設をつくっていきたいというのが1回目のチラシの内容。2回目が地域における地域振興ビジョンと、先ほどから申し上げていますけれども、こういった地域振興が考えられますというふうに、そういうチラシ、2回お配りして皆様方

に見ていただいている。ですから、このチラシの中身、こういったものでございますが、この中身をご説明するとともに、この中身について率直なご意見を伺うということでございましたので、これは私が直接伺うよりも、技術面であるとか、そういった中身について担当部長、そして担当課長、担当者から直接説明をしてまた質問を伺うと。これがメインです。まず、ここを理解してもらわないと。地元の皆さんにまず理解してもらうと。そして、次に来年、1月に初集会が吉岡区ございますので、そこでいろいろあれを。その後、そういった段取りの中で進めているので、私が出ていってこういう技術的な話とか、そういうことは素人の私が話すよりも専門の担当のほうがよろしいと、そういう判断をしたところでございます。以上です。

○みそら

ちょっと最初に戻るかもしれないのですが、まず今現段階でその新施設の稼働開始が6年半後ということなのですが、この6年6ヶ月ということに対しては、私どもは今許容していないわけでありまして、最初の段階から話していますけれども、5年という期間というのは一番リーズナブルだろうという考え方で今現在も来ているわけでありますけれども、ここからなのですけれども、先ほど市長のお言葉の中で自分は一日も早く短縮したいということを強く言っておられたと思うのです。ですので、考え方としては合っていると思うのです。だけれども、実際に市の担当されている方の結論としてはもう6年半が限度ですよと。もうそれ以上どうしてもどうにもならないということを言っているわけで、そこのギャップがあるわけです。まず、お聞きしたいのは市長が今6年半ということに対して、これでもういいのだというふうに満足しておられるのかどうか、いや、もっと短縮したいのだというふうなお考えを持っているのか、そのところをまずちょっとお聞きしたいのですけれども。

○市

今回のスケジュールを6年半という形に皆様方と協議しながら、また市のほうからご提案させていただきましたけれども、最初のころは8年とか、そういうところからスタートしたわけです。今回のスケジュールにつきましては、要は法的な問題とか、あるいは専門的な問題とか技術的な問題なので、これは市長が判断する内容ではなくて、もう担当レベルで皆様方と交渉会を進めたほうがいいというご判断をいただきましたので、ですから技術面で、あるいは法的な面で、この6年6ヶ月はもうこれが限界なのだと、最短なのだという報告を受けておりますので、いいとか悪いではなくて、これはもう法的義務が、技術的義務、客観的にもうこれしかないのだという、そういう私はちょっと見方をしています。

○みそら

すみません、そうすると先ほど自分の非常に強い思いというのはどうなってしまったのですか。一々この辺を短縮したいという。ただ、それは単に想いだけで、いや、実際はそうではないのだということなのか。だから、こちらのほうとしては、要するに今現段階では6年6ヶ月だけれども、それでこちらのほうは決して満足しているわけではないわけですね。市長も同じことを先ほどおっしゃったわけです。なので、もっとやはり努力すべきだと思うのです。それで、その一つとして、例えば今吉岡地区の住民の方の合意を早く取りつけると。というのも、そこにも含まれると思うのです。それが延び延びになると、その分だけ延びていくわけで、ですからそこは例えば市長がみずからも

っと吉岡地区の方にちゃんと理解をしていただくためにどんどんアクションをとって、早くその結論を出すように持っていくようにとか、そういうその努力というのがどうもこちらのほうでは感じられないのですけれども。ということで、今の行政云々でもって、もう仕方がないというのではなくて、やはりもう一度そのところを市長のさつきおっしゃった考え方を全うしていただきたいと思うのですけれども。

○市

今回のそのスケジュールの話し合いについて、私が欠席のもとで行いたいというご提案を受けまして、私出でていないのですけれども。そのときに、では、私わかりましたと。だから、技術的な法的な問題が絡むので、私は欠席しますと。そのときにこのスケジュールというのは政策的に、あるいは政治的に判断する問題ではないので、客観的にこのスケジュールについて議論をしたいと、していただきたいと。そういうことだったのです。ですから、今回の6年6ヶ月というのは、政治的あるいは政策的に、また私が1年でも、一日でも、少しでも、一日でも早くそれを短縮したいという、そういう気持ちなどはこの6年6ヶ月というのは決して、要はもう及第点がとれるような結果だとは思っていないです。しかしながら、そのように思っているながら、客観的にこれはもう技術的にちょっともうこれが限度なのだという事務レベルでの報告、説明があったときに、それについてはもう技術的に、あるいは特にそうなのだというふうに理解はしておこうと。言うなら、思いを現実のその技術的なそういう問題とか、それはちょっとまた違う観点になってしまふということをご理解いただきたいと思います。

○みそら

要するにその6年6ヶ月が本当にどうしようもないというのであれば、それは市長の一日も早くその新施設をつくりたいという考え方からすると非常に乖離が激しいわけです。ギャップが大きいわけです。それで、そこまでかかるということは、さつき事務局長が言われたとおり、本当に余計な費用がどんどん加算していくわけです。要するに市長は、これはいろんな考え方があると思うのですが、その建設の短縮化をやりたいけれども、もしそれが目標値までいかないのであれば、それを実行するために別の方策というのも考えていいかないといけないと思うのです。つまり、先ほど本田部長は外部委託を考えていませんと言うけれども、それはその課、もしくは部の範囲内のことであって、そのところを、要するにもっと上のほうから考えるのがやっぱり市長の責任ではないかなと思うのですが。ですので、そういう意味で、こちらのほうとしては施設を、新施設を早くつくっていただいて、うまくそれが短縮化して我々として許容できるなということであれば、それは一番ハッピーだと思うのです。だけれども、そのところでやはりちょっとそれができないとなれば、市長の決断として別の方策をやっぱり考えるべきだと思うのです。さつきの外部委託とかですね。ですので、その決断を我々側としては求めているわけで。

○市

5年と6年6ヶ月の間で、1年半というギャップ。それを外部委託したらどうだというご提案、それを政治決断しなさいと。そういう考えはあるかというご質問ですよね。まず、外部委託に関しては、金額の問題と、あと外部委託、民間委託が一番現実的だと思います。近隣市町村にごみ処理を

委託するとか、非常にこれはもうほとんど不可能な状態なので、民間委託なのですが、ただその民間委託につきましても、一番懸念されるのは安定的に四街道市民が日々排出しているわけで、ごみを、市民サービスを低下させることになれば、民間委託でそれができるかどうかという大きな問題が、金額プラス、またもう一つの問題として、例えば分別の方法が変わるだとか、そういうことも民間業者のその施設の性能とか、それによって市民の日々の分別の仕方が急遽変わるかもしれませんし、かなりの混乱が出てくるのかなと。また、民間のその施設、現実的に受け入れて安定的に処理するものになるかどうかとか、これは具体的にはまだそういった検討はしていませんので、要は単に金額ではじいていて、それで全て民間委託をした場合には26年度の決算をベースにすると19億円ぐらいかかるという資料は皆様方に提出させていただきましたけれども、その19億円という金額と、なおかつ民間に、市民の皆さんのごみ処理、これをさらに低下させることになれば、安定的に処理ができるのかという、この2つの大きな壁があると思うわけです。したがって、できないと。このように判断をさせていただいている。

○みそら

ありがとうございました。今の内容は、例えば実際に同じようなケースというのがほかの市でもネットで調べるとあるのです。どういうことかというと、住民の方との約束事でもう停止しないと決めたということがあって、それで市長みずから決断をして、ある期間、外部、民間のところに委託することを決断しましたというのを発表しています。そのときに今おっしゃったように、サービス面で今までと何か違う、低下したりなど、そういう懸念があるのではないかというのは確かにあります。だけれども、その市では外部委託するに際して、例えば収集車を今度バトンタッチして民間のほうに出せるような形でちゃんと仕分けしてやっているのです、実際に。だから、そういうことまで考えてやれば可能なのです。もし民間委託をしようとすれば、だから、考え方であって、市長が、よしこれでもってやるのだとなったら、それをそういう計画を立てるべきなのです。できませんではなくて。だから、やっぱりそういうのをどんどん早目、早目にやっていかないと、もうおくれおくれになると思うのです。全部後手になってしまいますよ。だから、マイナンバー制度だって、この間四街道市おくれていますとかと何か出ていましたよね。あれは、非常に恥です。ちょっと余計なことすみません。

○市

マイナンバー制度につきましては、四街道が全国で配達完了が12月半ばで全国最後になったと。私どものほうは、もう10月の5日に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に……。

○みそら

マイナンバーの件は、出しただけですから結構でございます。

○市

ちょっとマイナンバー……

○みそら

事情はわかっています。向こうのミスだというのはわかっています。

○市

そういうわけです。それで、今ネット検索したら、そういう民間委託している事例もあるという話でした。現在の敷地の中で清掃工場があつて、その敷地の中で建てかえをする場合には当然その施設、現有施設を撤去して、新しいものをつくられるときに清掃工場が稼働できませんから、その間は民間委託をしている。そういう事例は全国に多々あります。今回の場合なのですが、四街道市は今吉岡地区ということで別の場所に建てますので、結局その工事に伴うその施設が停止する期間が基本的にはないわけです。要は現施設を稼働させて新しい施設ができたら、そちらですぐできるわけですから。ですから、おっしゃられるとおり、現在の施設を撤去して、そこで新しい施設に建てかえる。そういう場合は、これはもう市民の皆さんも、その地域の市民の皆様もご理解いただけるでしょうし。今回の場合、私、先ほど例えれば予算案を議会に出して、そして議会でまず議決をもらえるかどうかという一つの問題、そして予算の議決をもらったとしても、今の時代は住民監査請求をすることができるのです。そして、また住民監査請求の結果、監査委員がそれを監査してその監査結果が納得いかない場合には、要は住民訴訟、裁判もできるわけです。ですから、現在のこの施設の中で建てかえる。したがって、その工事期間中はごみ処理ができない。だから、民間委託しますよということであれば、これは住民監査請求とか、あるいは議会もご承認いただけると思うのですが、別の場所につくるときに、何といいますか、5年だと、1年6ヶ月、この間決断しろと言ったときに、今は、やはり四街道市民9万1,000人が住んで、いろんなお考えがあるので、その皆様方に全てご了解をいただくというのはちょっと厳しいのかなという。これが、今私の率直な感想です。

○みそら

私は、そんな無理なことを言っているのではない。きょうは、スムースに市長も今までのみそらの現状、気持ちを酌んでいただければ十分に前向きに答えてもらえるのではないかという期待感も込めて参加しています。こういう話をする基本的な市の姿勢というのは何ですか。ここに置くための、ここでやらせてもらうためのずっと協議だったのですから。私は、市長が謝罪に来たときに、みそら市民の気持ち、今までのみそら住民の現状、歴史、そういうものをわかっているか。市長は、私は今までの市長よりも十分にわかっているつもりです。こういうように切り出して話しましたよね。何をわかっていたのかということが今疑問になっています。それと、一番最初に謝罪に来て住民とのタウンミーティングの中で、あそこの雰囲気をどう感じ取って帰られたのですか。あそこの、罵倒するような言葉もありましたよね。土下座しろなんていうような非礼な言葉もありました。土下座なんかで済まされることではない、僕は思ったのです。あのときの住民を市長はタウンミーティング、昨年か、一昨年からずっと続けていましたよね。タウンミーティングというのは何をやっているのですか。それは賛否両論あります。その中で、何だこれはというものを捉えて説得する仕事は説得しなければいけないではないですか。自分の段階でこれは無理だろうなということではなしに、市民のそういう声を聞いて費用がかかる、時間がかかるだけの説得をしなければいけないということなら、説得しなければいけないではないですか。協議、協定書というのは、僕は法的にどうだという理屈はわからないので、これは、約束なのですか。何なのですか。市長、これは約束なのですか。

○市

みそら地区に隣接する現在のクリーンセンターの継続操業ということをお願いして、そしてご理解をいただきために、今おっしゃるとおり、私2回タウンミーティングの中でいろいろその方々のご意見をいただきました。あのときに継続操業をお願いするということでタウンミーティングの中でいろいろご意見ありがとうございましたが、ぜひお願いしたいと。今タウンミーティングが終わった後も、やはり市長は継続操業をお願いするのであれば、もっといろいろ積極的に動くべきだということだと思いますが、正直申し上げまして、タウンミーティング以外で直接みそら地区にお邪魔してということはしていません。それは、なぜかというと、みそら地区の自治会の皆さん方が住民の皆さんとの直接投票で意思を決定するという、そういうことの方針を私どもに伝えていただきましたので、その直接投票にタウンミーティング以外でいろんな影響を与える。そういうようなことは、もう可能な限り慎んだつもりです。

○みそら

今質問したのは協議、協定書というのは約束事なのでですか。そんなの関係ないことなのですか。

○市

協議、協定書及び確認書は、これは約束事でございまして、関係なくはないです。ですから、協議、協定書や確認書に基づいてこうやって皆さん方と話し合いをさせていただいている。

○みそら

それで、それは常々遵守するということは会う機会ごとに言っています。議会でも言っています。遵守するということは、守ることなのですか、破ることなのですか。

○市

遵守するということは守ることです。

○みそら

守ることなのだけれども、破ることがあるということが遵守するということなのですか。

○市

いや、破ることを前提とした遵守はあり得ないです。当然約束は守るということです。

○みそら

そうしたら、佐倉との広域……では、ちょっと今関連でたたみかけようと思ったのだけれども、ち

よつと言いたいことがある。守るということ。だけれども、守っていないということを認識して。それともう一つ、我々はここを移転してもらう、ストップ、移転なのです。だけれども、ことしの3月31日はストップすると、こういうことが我々の基本的な考え方なのです。何か市長のほうで、5年以内云々停止と。あそこの吉岡に建てるのが何年だというようなことは我々には全然ないのです。たまたまそうすれば、安くつくのかなと。外部委託が高くつくということだから、安くつくのかなということで、そういうような言葉について話を詰めているのですけれども、やはりそこの段階で、この5年以内の停止を求めるることは、それが可能である、実質的な法的根拠を示してください。そういうようなことからすると、ちょっと違うな。我々の考え方と、市長の考え方方が違う視線で進んでいるなということを今までの議論の中で感じたから発言しました。

○市

5年で何とか新しい施設がもう建設できるという、技術的なそういう何か情報とか、それと、あともう一点なのですが、5年で現在のクリーンセンターの操業を停止するという、その法的根拠とかそういういったものが明らかであれば、議会にもそれに伴う予算措置とか……

○みそら

ちょっと何今市長は、何を言っているのですか。もう一遍言ってください。5年以内に提出する法的根拠。何のことを言っているのですか。

○みそら

平成19年3月19日、四街道市長、高橋操、みそら自治会長、中井希次。確認書、これは確かめ、認めました、実行しますという書面だと思います。市は、平成18年12月議会において取得が承認された土地、吉岡地区に次期ごみ処理施設の建設を進め、平成27年4月1日までのできるだけ早い時期に次期ごみ処理施設を稼働させるよう最大限の努力をする。ごみ処理施設操業延長は、平成27年3月31日までのできるだけ早い時期とする、こう書かれているのですが、これはもう完全に破られている。市長が住民意思の尊重ということを言って、吉岡地区の住民の意思を最大限尊重することであるけれども、みそら住民の意思は踏みにじっていると。みそら地区のごみ処理施設の歴史を見ると、みそら地区へのいじめ以外の何ものでもないというふうに私は捉えています。それから、我々の直接投票の結果が出た後、全庁を挙げて対応するとか、市の最重要課題の一つだというふうにおっしゃっていますけれども、具体的な対応、組織、10月に一応組織改編をしてということで変わったというふうに聞いていますけれども、具体的にどういうふうになったのかとか。それと、あとそれを聞いた後でもう一度確認したいことがありますので、そのことについてちょっとお答えいただきたいというふうに思います。

○市

10月に廃棄物対策課の組織改編という形はしておりません。人員を増、職員数をふやすという、そういう対策をしています。

○みそら

ということで、全庁挙げての対応ということで考えるならば、新築移転と、それから操業停止、撤去という2つの組織を考えるべきではないかと思うのですけれども、そこら辺で伺うのですが。

○市

私ども、現在の敷地の中でクリーンセンターを建て直すということではなくて、別のところ、つまり吉岡区でも建設を目指しておりますので、結局新しい施設ができるまでは現在の施設を稼働させていくという、そういう方式のもとに進めてきました。そして、新しい施設を可能な限り早く工事を終わらせて、新しい施設に移りたいと。そういう方針でございまして、その努力を積み重ねてきましたので、現在ある廃棄物対策課の中で同時に検討していくと。そういうことでございます。

○みそら

中で検討するのはいいのだけれども、もう違約状態がずっと続いているわけですから、この操業停止ということを早く実現するようなチームというか、そういった体制をつくってください。

○みそら

では、ちょっと今まで聞いていると、この最初に冒頭、私言ったのはちょっとわかっていないらしいですか。テクニカルな話だとか何とかかんとかではなくて、市長に決断を求めているわけです。これは政治的判断ですよ、やっぱり。先ほどから聞いてると、何ですか、吉岡区に説明会、これは最重要項目です。移転させるためには承認が必要ですから。ここに行かないで、要望が出ている。要望を提案した。これで提案したわけです。それから感想を聞いた。感想を聞いただけなのですから、何で本人が行かないのか理解できないのです。これ市長行ったのですか。副市長が当然行つたでしょう。ここに行かれたのですか、吉岡の説明会に。

○市

吉岡の説明会には私も出席はしておりません。

○みそら

していないですか。そういう体制で、本当にこの計画を推し進めようということを全く感じられないですよ、それでは。それで、ではいろんな要望が出された。それを誰が答えたのですか。もちろん色々よい返事をしたのですよね。誰ですか、本田部長言ったでしょう。本田部長に聞いている。

○市

当日は、荒木課長のほうから施設の新しい施設の……

○みそら

いや、違う。向こうの要望に対する色よい返事はしたのかと聞いているのです。

○市

色よい返事ということはちょっと意味がよくわからない。

○みそら

当たり前でしょう。ここに整備しますというパンフレット出しているわけでしょう。これに対してみんな希望をしています。主な箇所の道路整備、上水道の整備、通学路の安全対策、防災井戸の設置、いろんなものが、こういうようなものを皆様へと考えておりますといっているのだから、もちろん要望はしますよね、それは。その説明会でしょう。何でそれに市長が行かない。副市長が行かない。それで、もちろん、では仕方ない。それはね。そんな考え方というのはあり得ないのだけれども、それで部長はもちろん市を代表してこんな提案しますと。いや、もうりますよとなりますよね、ではどう言ったのですか。

○市

地域振興ビジョンにつきましては、ここにそのパンフレットに書いてある内容につきまして、私どもから説明をさせていただきまして、それについてご質問があった場合については、そのものに対しましては答えております。

○みそら

だから、色よい返事はしたのかどうかという話を聞いている。だから、まず上水道の整備から全部やりますと言ったのでしょうかね、当然。ここに書かれている、いろんな、カーブミラーの設置だとか細かいやつを。やったのでしょう。やっていないの。本田部長に聞いている。本田部長が長として行ったのでしょう、この説明会の。

○市

行っております。はい。直接私が……

○みそら

イエス、ノーでいいのです。イエス、ノーで。

○市

回答ができる部分については、回答はしてある。ただ、私が回答はそのときはしておりません。

○みそら

色よい返事しなかったのでしょうか。

○みそら

ちょっと待ってよ。下水道の完備を求めるという面についてどのように返事したのですか。

○市

それは、私は答えておりませんけれども、下水道についてはできませんと。ですので、浄化槽等の対応で考えておりますということは回答をさせていただいております。

○みそら

何でできないということで答えたのですか。

○市

下水道でございますよね。

○みそら

うん。なぜできないという理由は、何だったのですか。

○みそら

上水だけだったらこんなものは希望があつたらオーケー出すに決まっているじゃないですか。そこが問題じゃない。

○市

よろしいですか。直接都市下水を引くことはできませんけれども、都市下水道と同じような機能を持たせるために、U字溝、排水溝、こういったものを、道路側溝を設けて合併浄化槽を入れていただいて、そのオーバーフロー分をU字溝に流すことで同様な機能が得られる。そういうご回答を。

○みそら

それはその何、雨水の流れる水を流すこと、それとも汚水処理もそれでできると、こういうこと。

○市

汚水処理もオーバーフロー一分をそれでできると、そういうことです。

○みそら

オーバーフローというのは、どういうことなの。

○市

要は合併浄化槽ですから。

○みそら

そういうようなことは、満足するようなことなのだろうね、地域住民としては。

○市

それは、それで満足というか、土地利用が、例えば都市下水路を引いてください。都市下水路は直接引けませんけれども、同じ機能を確保するような方策を市として考えていきますと。そういう回答をさせていただきました。

○みそら

上水道の要望については。

○市

水道ですよね。

○みそら

うん。

○市

水道については、もう実は結構入っているところが吉岡区もございまして、あわせて入っていないところもあるわけです。ですから、その入っていないところを中心に上水道はお話し合いをさせていただくと。よそに引いていくということを回答させていただきました。

○みそら

すばらしい答えあったではない。そうだよ。売り込みに出ていた。それから、本田部長、この間旧

消防博物館の施設の利用というようなことを別の会議で出ていました。それについてつれない答えだったのです。あそこはできませんと。そういう要望がこの間なかったのですか。

○市

今、山口副会長がおっしゃっていたのは地区連絡協議会での話ですけれども、11月28日の吉岡の説明会の場においては、そういったご質問とかご要望とかはございませんでした。

○みそら

だけれども、あそこについてはそんなものはできませんというような市の返答だったですよね。同じですよ要望は、地域住民としては。ごみ処理とのバーターではなしに。

○市

それは、私どもが吉岡区に9月に提示したパンフレットの中にその旧消防資料館の用地の利活用ということで一つたってございますので、今後区で建設のご同意がいただければ、そういったものを含めて区と市との協議ということでいくと思いますが。

○みそら

はい、了解。もうそういう姿勢がでているのに、あの場ではやりますよというような答えが出ないというのは何なのかというところが、弱音を言いましたよ、そういう感じで折衝しているのだと不信感が出てきます。そのパンフレットは、大分前に出してましたので。あそこに地域会議との以前よりも。書いているのに、その場では断っているのです。そうすると、そのパンフレットに書いていることが本当なのかという疑問を持ちます。そういうような市の一貫した姿勢がない限り、1月の地域の住民の中で賛同なんかとれないよ。こう思ったから、我々は吉岡は吉岡として丁寧にやってもらおうと。今回は、法的根拠というのは3月31日、これに携わって、どのようにすればそれにより近い形でストップできるかということの交渉に入ったと。こういうことが最初の出だしの話です。

○みそら

対策委員の私小川なのですから、市長にお聞きしたいと思います。この新しいごみ処理施設をつくるのに、議会なんかの同意もこうやって必要だということでそのとおりだと思うのです。それについて、それがあるのに、そういう制度があるのに使わないと議会の議員のそういう理解を得られないということをおっしゃっていましたよね。それについて、きちんとそういうこちらのみそら自治会から、そういう制度があつても期間を縮めるために、場合によってはそれを使わなくても早めができるという形で我々こうやって説明してきました。冒頭に日和事務局長のほうからも。1年先、1年半先やるというのは、現ごみ焼却施設が毎年2億かかるということで、全部使うということではなくて、使わなくてもかえって安い、何というのですか、費用が、市の税金が少なく済むということをきちんとそういうところは説明しているのですか。それがわからないと、相手にこうやって、議員の人たちに言っていないと、何でさつき言ったように、そういう制度があるのに使わないのだという

結論になるのは当たり前だと思うのですけれども、そういう議員の人たちにちゃんと懇切、丁寧に説明してきたのですか。お聞きします。お答えください。

○市

今回のスケジュールの中で交付金、環境庁からの交付金が、出すと。それを活用して事業を行うというのが基本なのですが、活用しないで前倒しできる部分については進めるということで、議会のほうには補正予算の中で、これは交付金がつくのだけれども、一部使わないでこれは前倒しでやりたいという説明はしていただいて、一応補正予算の中は通っています。ただ、全てが、全部交付金を使わずに前倒し、前倒しとやっていきますと、やはり理解はもらえない状況になります。そしてまた、議会には議決して通ったとしても、9万1,000人の市民の方がいらっしゃいますので、いろんなお考えがありますから、先ほど言いましたように、住民監査請求や住民訴訟、それでストップになってしまふこともあります。そういうものを……

○みそら

市長さん、議会を通るのは難しい、住民監査請求がある。だけれども、では交付金は今建設以外の交付金が幾らかはじいているのでしたか。誰が担当しているのかわからないけれども。どういうようなふだんはやっているのですか。交付金の増額が幾ら、それも検討しない。その数字がすぐ出せないわけだ。口では交付金をもらわなくてやると議会通りにくい、住民監査請求がある。もしそれが何千万円で修理費が2億円、1年短縮できたら。1カ月は幾らでしたか。1カ月のその修理費が、単純計算で。幾ら。

○市

1,800万円ぐらいです。

○みそら

そうですね。1,800万円で1日55万円です。1カ月、2カ月、3カ月も短縮できれば、それだけ浮くのです。その計算が議会の議員はできないのですか。交付金は幾ら、それで修理費は幾ら、プラスマイナスできない。市民の人がそんなことをやって計算できないのですか。計算できないで住民監査請求するのですか。そんな理由が通ると思います。理解できないのではないですか、それでは。

○市

金額のお話ですね、それからまた先ほどお話がありました例えば環境影響評価、これについては、標準的に煙突の高さが60メートル。もうそれで具体的な機種選定とか、そういう施設の中身決まらなくても、すぐ環境影響評価やってしまえばいいではないという話もございました。私どもとしては、環境影響評価をやったときには、やはりその評価の結果、そしてまたそれに対する対策、こういったものを全部示して案を縦覧するのです。つまり公開するのです。そのときに、例えば煙突の高さが60メートル、部分的にこんなものだからということで進めることができないのです。そういう意味の……

○みそら

だから、違います。言ったのは、60メートルにしようなんて誰も言っていないのです。60メートルのケース、100メートルのケース、50メートルのケース、全部やればいいじゃないですかそんなことは。何で60メートルに限定しないといけないのか。どういうふうに言って。別にその60メートルが決まらないからできないというのだったら、そうでしょうというだけの話であって、そんなものは頭柔軟にすれば、幾らでもそんなものはデータを出せるわけです。だから、そこら辺を含めて今我々の求めているのは市長の決断です。ところが今まで聞いていると吉岡区の説明行っていません、要望、聞いていません。そういうふうな進め方で本当に1月17日の向こうの総会で認めてもらえるのか、それこそ不安ですよ。そんな我々からすれば。住民の立場からすれば、そんな、市長も来ない、ましてや副市長も来ない、これはもう何でだろうと。それから、議会について計算もできない。そういうことをおっしゃっているわけです。その交付金の総額は幾らか、即出ない。何ですか、これ。ほかにもありますよ、今まで聞いていると外部委託、外部委託はできない。何でか、あれは金額を出しただけだったのです。それ、とんでもない話ではないですか。この約束を守るというのはいつだったのですか。大体からして。何だって。すぐそれが飛んでしまうものだから。ことしの3月31日です。それを実現させるのは何をやるかです。それに最短で速やかに移転するように方策を考える。その一つは何ですか。いろいろ考えたのでしょう。外部委託ですよね、その一つが。一番手つ取り早い。これには、準備期間も当然必要だ。それをたたき出しただけだと。よくがんがん言えますね。具体的にとめないといけないのですよ、あの約束は。すぐにでも。我々に要求するなら、すぐにでもとめないといけないです。3月31日が期限なのだから。それを過ぎてのうのうと運転しているわけです。その方法は、先ほどから言っているように外部委託が一番いいわけです。費用がかかる。費用の大ざっぱな計算ですね。単なる机上の計算だから。集じん車が何台必要でとか。先ほど石丸さんが言っていましたけれども、具体的な方法は岐阜羽島でやっています。どういうふうにやれば経費が下げるか検討して、実地ができるような計画を練って現在その約束を守って稼働を停止させているわけです。そして、その市民のごみを岐阜から三重県のクリーンセンターまで持っていくのです。その後も当然検討しているだろうと思ったのですけれども、全くやっていないのですか。よくそれでやります、やりますと、どうしてそんなことが言えるのか。どうですか。だから、まずは市長に決断を求めているのです。担当課にはもう返事ができないのです。

○市

3月31日で操業の停止ができませんでしたので、新しい施設を一日も早く建設して稼働する。そういう方針はご理解いただきたいと思います。そして、また現在の施設とはまた別の場所で建設するわけですから、建設して、供用開始するまでは現在の施設を稼働させていただきたいと。そういう方針で今まで進めてまいりました。ですから、最初は9年とか8年とかというスケジュールを、6年6カ月まで皆様とお話をしながら短縮してきたわけです。ここで、政治決断で5年で現在の施設を稼働停止しろというご要望なのですが、その5年で停止するための市民の皆様に対する説明、それは私に説明責任があるので、こういう理由でこういう法的な根拠で、それで現在の施設を具体的に提示したいというふうに、そういう説明責任が果たせればいいですけれども、それを果たすためにも皆様方にアイデアとかご意見をお持ちであれば、お聞かせいただきたいという、そういうお話をしているわけです。

○みそら

ちょっと待ってください。我々は27年待ちました。あとこの計画のいろいろ議論していく中で、5年というのが現実的な移転の期間だということで我々は提案したわけです。その期間は、要するに建設するための期間もあったのですけれども、今は違うのです。稼働停止をしてもらうための期間なのです。本来だったら、もうすぐにでもとめてもらいたいです。それが一番みそらの住民の人の喜ぶ結果ではないかと思います。だけれども、我々そういう住民の意見を預かっている者として、今までの経緯もありますから、5年以内に何とかやってくださいよと、こういう提案を出してもらっているわけです。それが何、法的根拠、その5年に法的根拠は要るのですか。何で要るのですか、それ。

○市

5年で現施設を停止した場合には、今のスケジュールからいくと、1年6ヶ月も例えれば民間外部委託で経費がかかるのです。要は5年で停止する理由は、こういう根拠があるので、したがって、1年6ヶ月分について民間外部委託するのにこれだけの経費がかかりますということで予算措置、予算案をつくるわけです。ですから、それも議会で決めていただいたり、また議会で議決して、その後予算を執行するときにもやはり5年で停止した理由は、こういう理由。したがって、その理由がやはり説明責任が十分果たせる理由でないと、予算を執行する段階でもその予算の執行停止とか、そういうことが市民の方がいっぱいいらっしゃいますから、よくわからない。

○みそら

ちょっと待ってください。約束と稼働のその停止時期というのは一体いつなのですか。いつですか。今の言葉だと幾らでも延びるのだという話をされているような気がしてならないのです。本来とめるべき時期はいつなのですか。

○市

確認書に明記されておりますとおり、平成27年3月31日までごみ処理施設の稼働を速やかに停止するというふうな明記にはなっておりますが。

○みそら

そうですよね。それが約束なり、法律みたいなものです。市民との約束というのは個人との約束をしているのではないですよ。市と自治会の約束をしているわけです。これはもう法律ですよ。法律、法律というのだったら。それをさらに5年待ちましょうと。もうこれだけ寛容なことを言っているのに、5年についての法的根拠が欲しいと。何を言っているのですか。では、3月31日はどこに飛んでしまったのですか。

○市

この確認書の中に27年3月31日までに稼働停止できない場合に、市は自治会と補償について協議するというふうに、確認書にこのようにうたわれているのです。それで、テレビ、TBSですか、取材に来られましたよね。あのときのテレビ放送の中で、この確認書については3月31日まで吉岡地区に次期ゴミ処理施設、これの建設を進めるということで明示してあるのですが、あのテレビの中でも、しかも法政大学の教授だったと思いますが、平成27年3月31日までに停止できなければ補償についてこうですという情報は入っていますよねと。入っているので、これについては補償についてこれから4月1日以降から協議をするという、そういう情報ですから、テレビでももうあれ全国放送、あれ全国放送されているから、この確認書の中身はある程度四街道市民の皆さんにもご理解いただいていると思うのです。ですから、その補償について協議するという、こういう内容であるならば、確認書を、これも約束ですから履行しなければいけないので、今これから補償についていろいろこれから言うようになろうかと思いますけれども、そういう段階の中において確認書にも書いてある。補償について協議しなければいけない。もう市民がよく知っていらっしゃいますので、そこでその5年で停止というのが、この補償について協議ということであるなら、5年という根拠がちょっとまた別の角度から補強していただかないと説明ができないというのが私どもの立場なのです。

○みそら

なるほどね。補償協議ね。補償協議すれば、ではどうなるのですか。幾らでも延長できるという話をしたいのですか。とんでもない話ですよね。補償というのは別に延長するために決めてあるわけではないのです。3月31日までのできるだけ早い時期に停止させるためのペナルティーです。それを超えてしまうのは、本当はいけないです。万が一超えることがあるかもしれない。それは、建設も始まって不測の事態でくい打ちも終わって、造成も終わって、それで完成しない。その数ヶ月とかそういう話で、このペナルティーをつけましょうと。本当の金額だったのですが、自治会要求はですね。市のほうが、そのお金の出し入れというような意見は通さないといけないとか、何とかかんとかということで、では金額はどうしても書けないのですというふうな、それはでは認めましょうと。しかし、確実にやってもらうのですよと。それはそうですね、もう土地も見つかっているし、お膳立てができているですから、これはもう吉岡へ行って実際話したら、土地を買うときにも地域の人に全部回ってほとんどの人に承諾ではないけれども、いい返事をもらったので買ったわけです。それを議会が認めて、判子を市長も押したわけです。議会も認めて。それを補償について協議しなければならない。まだ期間も決まっていない。そんなことが協議できるというのか、それは理解できませんよ。そんな補償とかいう話よりも、やっぱりこの計画を短くするだとかいろんな問題あります。それから、議会の説明、市民への説明ありますよね。そういうのは全てやる必要があるわけですよ。市長一人でこういうのを本当にやる必要はないわけですよ。組織の体制を立て直して、人員増、10月にはやるという話をしていましたよね。そこに何か1人ふえたようのがいるけれども、市長、全庁挙げてやると。こういう気概がないと、これはできないことです。市民との約束、そんなものはちゃんと説明すればわかりますよ。市民が一番よく知っているのは補償ではないのです。3月31日ですよ。それをなぜ補償だけに取り上げるのかよくわからない。3月31日が約束なのです。全庁挙げてやる気は全く見られないというのはどういうことなのですか。10月以降にやるといったのに。

○市

確認書の中に補償について協議するということで、補償金というふうにこの確認書明記したかった

けれどもと。当時、この確認書提言されたときに携わっていらっしゃったのだと思いますけれども…

○みそら

ちょっと待ってください。補償についてはもういいです。別に今話す準備はしていませんから。補償については、私はもう。

○市

確認の意味で申し上げます。もう交渉会9回になっていますけれども、これ補償について協議する。これは、補償金だというお話でしたので、スタートがそうだということだったのですけれども、私は、この前の交渉会において、それはもうわかりましたと。補償については、補償金ですと。ペナルティーだ。要は賠償だとおっしゃられているので、やはり補償金で結構ですと。これは、私の方でお答えさせていただいているので、皆様方がこうむった損害に対するその賠償です。これは、補償ではなくて補償金という形。これは、まずもうご理解いただきたいと思います。あと、全庁を挙げて整備する。新しい施設を整備するための取り組み。これについては、吉岡区の皆様方、単に道路、あるいは防犯灯とか、そういった生活環境のみならず、地域がやはりこれからも持続的、安定的に発展するためのいろんな福祉とか病院とかいろんなお話がこれから出てまいりますので、そのように考えておるところですが、全庁を挙げて今そういった受け皿となるものが、そういったものを浸透するという、そういう指示は出しておりますので、これからさまざまな要望、動きが出てきますから、それについて全庁を挙げてみんなで頑張っていると。こういう体制は指示を出して進めているわけです。

○みそら

それは結構ですね、当然そうしないと吉岡に対する地域振興もまとまらないですから。ただ、やはり説明会に行かないとか、それからこの全庁挙げる、そういう意味だけではなくて、この廃棄物対策課を補強すると。そういうふうな話もあったわけです。部長だとか、課長が出てきて加わってこのプロジェクトを何とかやると。そういう話もあったわけです。そういうことなのかな。どこもされていないような。それで、一本では電話したほうがいいなと思った。我々は、まだまだ期間も決まらないうちにそんな話できませんよと。これは、前々から言っていますけれども、そういう中でなぜ市民の税金使って弁護士さん雇わないといけないのですか。弁護士費用というのは幾らかかるのですか。彼ら払う予定なのですか。

○市

1時間当たり2万5,000円掛ける消費税となっております。

○みそら

彼らぐらい払う予定なのかと聞いている。

○市

それは、先生を拘束した時間に応じてお支払いする。

○みそら

何言っているの。幾ら払う予定なのかと予算が決まって出したのでしょうか。

○市

約150万円。

○みそら

150万円の税金を使って、話をするかしないものを先に雇うなんていう、もうそういうのはおかしいのです。全序を挙げる。組織を人員増して組織を立て直す、そんな中でプロジェクトを進める。そういうことが全くされない中で弁護士を先に雇いました。そんなのナンセンスでしょう。そんなもの。そうではないですか。

○市

これまでの交渉会の中で清掃工場建設に当たってのそういうコンサルタントとか、専門家も交えた交渉会にしたいというご要望がございました。したがいまして、全国都市清掃会議の課長さんからもこの交渉会に参加してもらったというのもございます。ですから、そういった一環として法的な問題についても皆様方とちゃんと交渉ができるように、この9月補正で予算措置をさせていただいて、そして弁護士さんをお願いすると。議会におきましても、やはり市のほうでみそら自治会さんのご要望、これを真摯に受けとめるために専門家を雇うというのはご了解いただいた、補正予算してご承認いただいたと。こういうことでございます。

○みそら

だから、それがおかしいと言っているのです。みそら自治会から、では交渉しましょうと。そういうことであれば、議会に対して予算を組んで、そういうこともあるかもしれない。そんな話は私していないのです。そういうことを先に進めるよりも、体制を整えるとか、それから整えるというのは、先ほど議会を通すためにはどうすればいいのか、計算すればわかる話だと思うのだけれども、市民にどういうふうに話すすればいいのかとか、そういうことをやるために組織体制を整えるということを期待しているわけです。ところが、そういうことはもうできません。市民側から指摘されたら、これは答えられないとか、何かすごくそれは無責任な言い方なのです。どうしてもまとめないといけない。そういうことでしょう。何でそれができないのですか。ちょっとこれの時間も迫ってきたのですけれども、きょうももう少し話したいと思います。

○市

一言だけいいですか。確認書の中に3月31日までにそのごみ処理施設停止できない場合には、市は自治会と補償について協議すると明記されていますので、これは補償については補償金、そして皆様方と協議をこれはするということは、これはもし市が協議を拒否したら、これは本当に見直すべきなのですから。ですから、私どもは補償金についての協議をするための準備として予算をとらせていただきました。議会のほうも、みそら自治会さんのお話を十分に聞くように専門家を交えたほうがいいというご判断をいただいているわけです。ですから、この確認書をちゃんと履行するその準備、体制はちゃんとこちらではつくってありますよと、そういう意味でございますので、ご理解いただきたいと存じます。

○みそら

わかりました。では、もう、すぐ弁護士の契約はキャンセルしてもらって。こちらは、要望を出してからでいいのではないですか。

○市

先ほども申し上げましたけれども、19年3月19日の確認書の中に補償について協議するとなっていますので、これはもう補償については協議をするという形で私どもは常にそういう体制をつくっていかないと、この確認書に約束違反になってしまふのです。ですから、その体制をちゃんとつくっておいたのですから。

○みそら

その約束を守らないから約束違反なんて言う人はいないと思います。約束違反は、3月31日を守れないことでしょう。何でそこで補償について協議しないと約束違反だということになるのか、何かそれ文章的におかしいのではないですか。

○市

完璧にちょっと考え方、その辺はちょっと合わないのだなというのがよくわきました。確認書の中では、ですから3月31日まで操業停止などできなかつた場合にはしっかりと補償について協議。だから、私どもは3月31日までに停止できなかつたので、一日も早く新しい施設を建設する努力を一生懸命やっているわけです。それがまず1つ。それから、あと補償について協議するというのが約束事項ですから、いつでも補償について協議ができるような体制をちゃんと組んでいると。ですから、確認書を遵守すると、これがもう基本姿勢ですから、この努力はちょっとお認めいただきたいと思います。

○みそら

補償については、もちろんこちら側から言いますけれども、補償について協議したいというのは、それは言いますよ。だから、今、きょうは全然議題でも何でもないわけだし、秋以降、10月からやる

といったこともないし、なのでそこに税金を無駄遣いするのか理解できないということですけれども。いろいろ聞いていますと、やっぱり3月31日を守るという姿勢がなかなか感じられないなというの本当にきょう話しして。やはりとめてもらうのは、もうここしか法的にはないです。だけれどもという話をずっとしてきたわけですけれども、なかなか決断をされないというか、していただけないというわけです。しかし、これはこれから話しあないといけないと思うのですけれども、やはり我々はすぐにとめてほしいのが一番です。絶対に。だから、そういうことを実現するためには何をしないといけないか。PRも必要ですよね。それから、何ですか、その具体的な話、ただ金額をもうはじかしただけというのはもうとんでもない話だと思うのです。今までちょっと確認したいことも幾つかあるのです。例えば市長が当選されたのは22年ですよね。前にも言いましたけれども、そのときに進行形であった広域に加入しておけば、この問題は起こらなかつたわけです。チャンスはありましたけれども。でも、何か全然まとめなかつたと。では、そのまとめられなかつたのはもちろんあれだから、一々聞いていたらあれですから、負担金の問題がありますよね。負担金、差額が6億円でしたか。広域の組合と四街道市の提案した差額は6億円。そして、土曜日搬入ですか、土曜日搬入を現在どこもやっていないので、それをやっていくと。それは認められないかと。要するに認められないと、土曜日がなくなると集じん車をふやさないといけない。そういうことはあるでしょう。そういう差額が出せない、それから土曜日搬入ができない。これが主な理由で広域だめなのだと。そうこうしているうちに、25年に向こうのほうからもう白紙撤回だと言われたわけです。その修理計画、22年から22年、23年、24年と修理費が実際2億円かかっているのですよ、市長が当選してから。毎年7,000万円から9,000万円かかっておるわけです。そういうような中で、25年からふえています。25、26、ことしも含めて、一体幾らかかるのですか。修理費用は、クリーンセンター長。6億円ですね、6億円かかるのです。負担金の差額が6億円で6億円払えないと言ったわけです。その後、すぐに25年に払えないといっておじやんになった後、25、26、27で6億円かけているのです。こういうのは何ですかと、これは。ここで単独で事業すれば、もちろん今のやつを建てかえる、もしくは吉岡に建てる、それが一番ですけれども。ここに建てかえるという判断あり得ないのですけれども。そういうふうにおかしなことがあるわけです。チャンスはいっぱいあったのに、それをずっと反故にしてきた。25年、25年に市長は来られました。何でそこにみそらで建てるという選択肢が出てきたのか、これも理解できないのです。こんなことは。市民との約束というのは何ですかと。さっきから聞いていても3月31日よりも補償のほうが大切だと、何かこういうふうに言われているような気がして。それではおかしいでしょう。25年に白紙撤回になった。すぐそこで吉岡に行けば2年短縮できたのですよ、建設期間が。建設状況も含め。それを6年、今6年6ヶ月になりましたけれども、それが2年減ったらあと4年3ヶ月で建つのです。4年半で。何でそういうことをやらないのか、そのときもうやればよかったのです。それもおかしいでしょう。それで、ことしの4月、2月に投票があって4月になった。そして、この計画の中で一つの基本計画の見直し、ここが入っています。これはやらない、できないのだと、この計画がという話をこの交渉会でされました。だけど、その予算はいつついたのですか。この基本計画の見直しの費用の予算はいつつけたのですか、本田部長、課長でもいいですけれども。

○市

はい、本年度当初でございます。

○みそら

当初でしょう。4月だね。もう3月に議会で決まっているわけだから。何でその4月からやらなかつた。できたでしょう、やろうと思えば。何でやらなかつたんだよ。やるチャンスは幾らでもあつたのです。市長が当選したときから。そうでしょう。そして、我々は今最初から何を言つていました。27年待つのです。もう待てないと言つているのです。しかし、それでは、いろんなところでいろんなことを起りますよね。外部委託しかないとしたら。だから、準備しなさいと、そういう意味で提案しているわけです。そしたら、なかなかそれもできないと。なぜですか。

○市

外部委託につきましては、民間の廃棄物処理業者に委託する。それについては、先ほども言いましたように、みそら自治会さんからのご要望、資料要求というような、ございましたので、19億円という形で数字を算出させていただきました。そのときにあと2カ月精査したいので、ちょっと数字を書かないでということでお願いしましたが、いや、だめだと。来週1週間で出せと。1週間後に出せというようなお話でしたので、その時点で検討していた数字をそのままお示ししたわけです。19億円という形で数字が出てますので、まずその金額が非常に膨大であるというのが1つ、それからあと民間に処理委託をする場合に先ほども言いましたが、安定的にちゃんと処理をしろとかという、そしてどここの業者を選定するかとか、どこが受けてくれるかとか、さまざまな問題があつて、それに対しては現実に事例があつて、例えば県外に持つていてる自治体もあるではないかというようなお話もあつたのですけれども、現時点でお答えできるのは安定的に処理できる民間の業者をまず選定したり、そしてまた本当に安定的にできるかどうかとかいろんな検討をする中で、これは民間で大丈夫だろうというような判断はできませんので、外部、民間の外部委託は……

○みそら

ちょっと待ってください。何でできないのか。やらないといけないという立場ではないのではないかという気がします。3月31日を守るにはそれしかないのでしょう。何でそれをできないとか、検討できないだとかということになるのですか。それも19億円を計算したと。誰が計算したのですか、それ。市長がしたのですか、19億円は。

○市

廃棄物対策の担当者が情報を集めて一生懸命積み上げた数字です。

○みそら

違うあれなのですよね。コンサルタントがつくったのですよね。19億円は。それ見ました。19億円の中身を。そしたら、その集じん車、ここから要するに成田にある民間委託の受け入れるところに出すと。その協議だとかがすごく長いのですよね。そんな細かいこともありましたけれども、何だか机上の空論だったという話なのですね、今市長の話を聞いていると。安定的に受け入れてくれるかどうかわからない、そんなものの数字をはじいて一体何の意味があるのですか。我々が言つているのは現実的な話をしているのです。

○市

19億円の金額を出した資料については、この交渉会の中で民間委託した場合はどのくらいかかるのだと。全面委託したらです。その数字を出してくださいという、そういうご要望があつたので、私も廃棄対策課のほうでコンサルと相談しながらつくった数字なのですが、私の考えで言ったときに、これ19億円はちょっとでか過ぎるのではない。もうちょっといろいろ検討できないのかという指示は出しておったのですが、私交渉会の中でその数字を出すのにあと2カ月待っていただきたいとおっしゃって、話、お願いをしたら、いや、1週間後に出せということだったので、そのときのそのままの数字を出させていただいたというのが経緯です。

○みそら

それでは、あれですね。では、その数字は当たり前の話なのでですか。今言う集じん車、パッカーというのですか、それをもう何台も何台も、みそらから成田に運ぶ。そんな非現実的な話はないですよね。岐阜羽島では1カ所に集めて、大型の運搬車で持っていくわけです。そういうふうな細かいところまで当然検討されて、それから何ですか、分別収集が変わるかもしれませんと。そんなことはないでしょう。別にちゃんと分別して、向こうでどう燃やすかそれは知りませんから。でも、そういう全てのことを検討した結果の数字を欲しいということは当たり前の話ではないですか。そんなのもう大体なのですから。そういうふうないいかげんな数字をとれと言った覚えはないです。

○市

交渉会の議事録を見ていただければ、過去の経緯、やりとりがおわかりになろうかと思いますので、その点は議論いたしませんが、四街道市で排出される、毎日排出されるごみを2トン車で集めていますから、10トン車ぐらいの大型車に積みかえて運べば効率的なのですけれども、その積みかえる場所もまた選定しなければいけないです。それについても、またいろんな手続が必要となってきますので、その積みかえる、その設備をつくるということを検討することも、私はそれも視野に入れるとは言いましたけれども、現実的にその積みかえ、保管施設をどこに、用地買収をどうして、そして地元住民の方のまた了解を得てつくる。これをやっているとまた年数がたかかってしまいますので、今回出しました19億円については、その大型車に積みかえる、要は積みかえ保管施設については、19億円には計上をしておりません。つまりもう全て民間に委託するのだという、積みかえ。各ごみステーションから集めてきたものをそのまま持っていく。そういう計算になります。

○みそら

そういう細かいことも本当に検討されたかな、どうかなというのが今の印象です。最初は、もう数字をはじいただけだったのが、そういうことを言われてどんどん、どんどん変わっていくのですけれども。この問題は、今先ほど言いましたが、なぜ生じたかと。これは、歴代の市長がそうですけれども、佐渡市長が当選された後も本当にこの問題を解決しようという意図があるのかと。それを皆さんで、やっぱり10月にここで意見交換会やったのですけれども、やはり不信感が多いのです。やっぱりね。やる気があるのかと。もし、これからこれという話にまとまって、それを約束させるのならどういうふうにしたら確実に履行させる。今までの確認書の8年、あれが反故にされた。同じようなこと

が起こってはならない。そういう意見がほとんどでした。ほとんどの人がそう思っているのです。ということは、もうみそら住民の人はもう今まで27年間約束を破られ続けてきて、その思いがすごく強いわけです。何で3月31日が守られないのか。今先ほど言いました。いろんなことが、チャンスがあったのだけれども、それをなぜしないのか。文言は一緒ではないかと。そういう中での今話をしているのです。バックグラウンドはそうです。よく肝に銘じてほしいのですが。そういう中で5年という数字を、大盤振る舞いですよ、こんなもの。これは、市長やっぱり決断してほしいです。

○市

私の方針といたしましては、吉岡地区の同意をいただいて、可能な限り短期間で新しい施設を建設して操業したいと。その間は3月31日までに停止するのだという確認書、これをお約束を守らなかつたのですけれども、吉岡地区に可能な限り、早期に建設を終わらせて稼働させるという、こういう努力を積み重ねていますので、その辺についてはご理解をいただきたいと思います。現施設が6年6ヶ月、これは皆様方にとっては平成元年からの協議、協定書。この歴史から見たら、これは長い、容認できない気持ちは重々理解しておるのですが、やはり新しい施設ができるまでは、ぜひとも稼働させていただきたいというのが私の考え方でございますので、そこをぜひご理解いただければというのが今の私の考え方でございます。

○みそら

すみません、もうどんどんちょっと時間が過ぎていくのですが、市長にもう一度ちょっとお願ひしたいのですが、今現段階でのその6年6ヶ月というのは、私どもそれはちょっと許容できないと。満足をしておりません。それで、市長のおっしゃるように、一日も早く短縮化したいという切なる決意といいますか、考えがあるでしょうから。この6年6ヶ月というのを、これでもうフィックスというのではなくて、さらにちょっと短縮化の検討をしていただきたいと思うのです。それで、前回このスケジュールについて、最初は9年何ヶ月、そのとき市長はもうこれが最大限の結論だとおっしゃったにもかかわらず、またそれを短縮してきました。9年が8年になって、それでまたさらにそれが6年6ヶ月になったわけです。その6年6ヶ月のときも、その前にもうこれ以上は絶対できませんと言い切ったわけですけれども、それはちゃんと6年6ヶ月になったわけです。ですので、もう一度これのさらなる短縮化の努力、検討をしていただきたいと思います。それで、当然ながら吉岡地区のことが一番やっぱりそこが不安定要素になると思いますので、できるだけ早く住民の方の合意が得られるように、それも市長が先頭になってちょっとやっていただきたいと思うのです。それで、あともう一つは、私どもが今の段階で最初から5年ということを言っているわけですが、万が一、今の短縮化がなかなかうまくいかないといった場合のことも想定して、先ほど外部委託ということをもう少し綿密に、現実的にできるようなそういう見積もりなり、検討を並行してやっていただきたいと思うのですけれども。よろしいでしょうか。

○市

6年6ヶ月のもうスケジュール、これにつきましては、これから具体的に作業を進めていく前段として常にやっぱりもっと効率化できないかとか、そういう検討は当然ありますので、それは検討はさせていただきます。それと、外部委託の金額をもっと現実的なものにという話がありますが、四街道

市内にそのごみ処理のためにパッカー車が、各ごみステーションから集まっていますけれども、収集してきますけれども、それを10トン車とか大型車に積みかえる。要は積みかえ保管施設が必要になつてきますが、それはもう今回の19億円というのは、それは入っていないのです。ただ、その積みかえ保管施設につきましても、新しい清掃工場をつくるのと同じような手続がまた必要になつてくるのです。だから、また同じように。ですから、積みかえ保管施設はつくらずに、先ほどの積みかえ保管施設、ほかのところではそこで積みかえて他県まで処理するというご提案が、お話をありましたけれども、要は積みかえ保管施設はつくらないのです。直接その2トン車で収集したものを民間施設に持っていくというような、その検討を前提としていますので、これは……

○みそら

いや、もうそれはいかようにでもいいと思うのです。ですので、要するに外部委託もあり得るという想定のもとに具体的な検討を、アクションをすぐにとっていただきたいと思うのですけれども。だから、その場所の問題とか、それつくらないというのであれば、それはそれでも結構だと思いますけれども、現実的にできるやり方、それを検討していただきたいと思いますけれども。

○市

民間に委託をして5年で、5年でその現在の施設を操業停止する。ですから、それは、きょうは私はそういう考えはしていないと。新しい吉岡の施設ができるまでの間は、皆様方、現在の施設を稼働させていただきたいという、そういう考え方だと思うのですが、その考えると同時にあれですか、民間委託もちょっと同時並行して検討してもらいたいという、そういうお考えですか。

○みそら

ええ、そうです。ですから、実際の今吉岡地区の新施設の短縮化を一生懸命やって、今6年6ヶ月よりもかなり短縮できたということであれば、外部委託はする必要はないかと思うのですけれども、それはある意味では保険という意味で、外部委託というのを今からやっぱり検討をしておくというのが私はいいと思うのです。ただ単に概算でやっておくというのではなくて、きちんと具体的なやり方。こういうふうにした場合は、現実的にこういうやり方ができるなど。金額は幾らぐらいにできるというところを、そういう検討をしておいていただきたいということです。

○みそら

関連ですから、もうそのまま答えをもらわずに発言させていただきます。やはりこうなった責任をまず市長が体を張ってやってもらいたい。こういうことです。こういう外部委託だとか、吉岡へ移転するためにどのくらい時間がかかるのだとか、そういうような外部委託でお金がかかるなどか、あるいは吉岡に移転するにはどのくらいの期間かかるなというようなものを、市長はいつそういう思いを、認識をしたのですか。いつの時点で。吉岡に移転するには時間がかかるなど。あるいは外部委託するにはお金がかなりかかるなど。そういう認識をいつされたのですか。

○市

私は、平成25年7月に現在のクリーンセンターの継続操業をお願いしたいということでみそら自治会さんにお願いを申し上げました。自治会さんのはうでは、その提案に対して直接投票、住民の投票で決定することで、その結果をことしに入つて、27年に入つてちょうど出していただきましたので、その交渉会の中で継続操業、それからもう断念しますと。また別の場所で、また別の方法でごみ処理をしたいと。そういうことを表明させていただいたのが、たしか第2回交渉会のときに出した、私そういうふうに申し上げて。そういうことです。

○みそら

なるほど。この協議、協定書を守るという言葉が、もっと以前にも発していましたね、議会で。そのときにあらゆる手段を考えていますと、こういう発言もありました。その発言の中に何と何が手段だったのですが。

○市

その何と何が手段だったのか、その具体的に検討している内容を説明しろというのが、たしか第2回交渉会、第3回であったと思います。そのときに、廣畠前会長さんのお話、そういうご指摘があつた。それに対して私がいろんな選択肢をここで申し上げると、それがまたいろいろひとり歩きしてしまって、1つに絞れないわけで、私はその選択肢の発言はしませんということで、これは交渉会で皆様方からどういう選択肢があるのだというふうに言われましたときに、お答えはしないということでご理解をいただきました。現時点では吉岡区に新しい施設を建設する、そして吉岡区も同意、同意をもらいたいということで全力を挙げていますので、やはりこの時点ではほかの選択肢をやっぱり述べることはいろんな問題が生じますので、これはもう回答はちょっと。

○みそら

控えたと。だから、そのときに吉岡が時間がかかるだとか、外部委託はお金がかかる。そういうようなものが一つの選択肢としてあったのですか。幾つあったのですか、そういう選択肢が。具体的なことを言われると幾つあったのですか。

○市

ですから、吉岡区に今一生懸命全力を挙げますので、吉岡区の皆さんに、また四街道市民の皆さんに予断を与えるような、こういった選択肢があるというのは、そういう発言は、回答は私……

○みそら

しなかつたけれども……

○市

そういう考えは今でもありません。はい。もう吉岡区に全力を挙げます。

○みそら

そういうことではなしに。今の話の中で、議会でそういう話は通らないと。費用がかかり過ぎてだめだとか、補助金をもらなければ議会で監査請求されるとか、そういうことがあるということを聞くのだけれども、やはり選択肢をどういうふうにして皆さんが検討したのか。それは、そういうようなものが、お金がかかるとか、吉岡に対して時間がかかる段階になる。25年7月以降にそういうものを認識した。こういうのでは、何だったのだろう。議会であらゆる選択肢を検討して結論を出しますと言つていながら、我々に、ここに1月か、2月、3月か、5月か、何か7月として、7月に断りに来たときにもそういうような検討もなしに来ていると。議会では市民に対していろんなあらゆる選択肢を検討しています。少なくとも、そういうものは断れない。というか、協議している間に、みそらとの約束を守るためにどちらがいいのかと。吉岡につくったほうがいいのか。だけれども、吉岡につくるとすれば、8年、10年かかるだろうに。そういう頭もなしに佐倉との話し合いをしていたということではないですか。

○市

お答えいたします。佐倉、酒々井の清掃組合加入協議をしている中で、あらゆる選択肢を検討しないというのは、私が申し上げた話ではなくて、市議会が佐倉、酒々井の清掃組合に加入で、四街道市は拒否と、市長はぜひともほかのあらゆる選択肢を検討しろという決意をされたのは、それは四街道市議会です。だから、私は今佐倉、酒々井との協議をしていて、もう広域的な組合に入るという、それを全力を挙げているときにそういう決意をされてもあらゆる選択肢については検討する考えはない。あくまで広域組合に入ることに全力を挙げている、そういう方針に示させていただいているから、私があらゆる可能性として広域組合に加入というような、そんな話はしていないです。そういう考えはしておりません。

○みそら

だけれども、市議会がそういう話をしたのは、それに沿って協議を、検討すべきではないですか。みそらとの約束を守るためにはどうすればいいかということを市議会が言ったわけでしょう。

○市

みそらと結ばせていただきましたその確認書、27年3月31日までに現施設を操業停止するために佐倉、酒々井の広域組合に加入、これに全力を挙げているときに、ほかの選択肢、もうあらゆる可能性を検討しろというふうに市議会が決議されましたので、いや、その市議会の考えと私の考えは違うと。確認書を守るために27年3月31日までに提出するために全力を挙げて、佐倉、酒々井の清掃組合に加入するのだと、そういうふうにお答えをしたところです。

○みそら

それでいいのだよ。市議会は、みそらとの約束を破れというようなものを入れたわけではないのでしょうか。

○市

いや、ですから、当四街道市議会がそういう決議をされたので、そのあらゆる可能性を検討するとはどういう内容ですかというのは、みそら自治会さんが個々の市議会議員さんみんなにたしか質問書か何か出されていますよね。ですから、私は直接各議員にどういう趣旨というのは聞いてはおりません。むしろ自治会さんのほうがわかつたりしているのではないですか。質問書出していますから、皆さん。

○みそら

それは、そういう意味では必死になるから出したのです。だけれども、何やと言いながら、市議会の意思決め出した協定書ではないですか。だから、そういうようなもので我々は市議会がそういうようなことで回るのかと、市長に質問しているわけです。そして、市長がそれを断ったというのは、本当だったらもう3月31日にできるということで断ったのでしょう。

○市

当時3月というのは広域組合に加入、これ以外のほかのあらゆる可能性を行いますと、お約束した27年3月31日までには操業停止できませんので、操業、これを確認書を守る方策は、もう佐倉、酒々井清掃組合に加入する、これしかないという判断を当時していました。

○みそら

それを市議会になぜ納得させなかつたのだ。吉岡に建てるのは10年かかりますよと。我々にはそう言っておいて、市議会にはなぜそういう説明をしないのだ。広域に頼むと何億か知らないけれども、19億円かかりますよと。それでもいいのですかと。それが市長の仕事なのでしょう。約束を守るというのが市長の仕事ですよ。少なくとも確認書いうことで……確認書ではない協定書ということで、市議会も同意し、土地も市議会全体で同意して買っているのではないかですか。市議会だってそういうあれでしようから。何か市議会の雰囲気はみそら地区でいいじゃないかと、そういう雰囲気だったのだから、みそらにやってみようかと。前の市長も粘ってやつたかな。市長、おまえ、おまえも粘つて何回か市議会に議員がいたかどうかわからないけれども、少なくとも市民との約束をどう守るか。何回も協議、協定書を遵守する言いながら、市議会がそう言っているから一番できない選択肢ではないですか。みそらに置く。3月31日にできない。そんなものは前も言ったけれども、将棋では二歩ですよ。それ自体協議もくそもあったものではない。それを不条理なことを言われたというのは、昔の政治家では暴力だよ。そういうこともあったかもわからない。そういうことを言われた先輩の先生いたかもわからない。その後のいろんな取り組みの姿勢が本当に縮めようかというような肝心なものがスタートからできていないのだよ。10年かけたら、この答えもそうではないかよ。5年以内に操業停止を求めるのであれば、それが可能である技術的、法的根拠をお示しください。5年以内の法的根拠いうのは確認書に基づいたことしの3月31日です。補償は2つあるのです。そんなものは、第一は期日の厳

守です。それから、補償については補完的な期日の保証を約束させるための補完的な言葉です。みそら市民は補償を求めてこういうことを書いたのではないのです。こういうことだから、3月31日にやつていただけるのではないかと。それは補償を第一に捉えた方への身勝手ではないですか。それが誠意を持って当たりますというような市長の言葉の裏づけの行動ですか。これだけではないですよ。市の、市長の仕事いうのは。だけれども、このことを市長にできずに、ほかの仕事について全部真贋になってしまふのではないか。職員はどういうつもりで仕事をやっているのだ。こういうようなことは違反です。違反するためにはこういうものもある。約束を守るためには少々犠牲も必要ではないですか。そういうようなものを市民に話ができない。一回も話していないではないですか。そういうような気持ちを持っていて、そうしてもらいたいぐらいにきょうの会議です。十分に吉岡とは協議してもらいたい。1回戦だと僕も言っています。だけれども、6年3カ月だから、何とか言うことで言っているけれども、それで言うと十分ではないよと。とりあえず5年でとめてもらって、あと何年かかるともいいから吉岡と話し合ってもらう。5年ではないのだよと言っているのですよ。だけれども、外部委託をするのでも準備期間として3年かもわからぬと。その準備期間を相手もいるけれども、即とめてもらいたいのだけれども。3年ぐらいだと思っているのだけれども、5年は必要ないなどいうようなものがあれば、それで。物理的なあれですよ、吉岡に建てておいて、物理的に5年かかったら、2年前にやつといたら6年6カ月でできたかな。こういうものがあるから、その1年間は皆さんの取り組みの許された数字だった。それはもう認めないと。こういうものがあればですよ。僕は3年ですよ。今決断してもらって外部委託というものは費用がかかるかどうかわからぬけれども、そういう準備をしてもらうには2年か3年かかるとすれば、3年以内にとめてもらいたいといったけれども、5年なんかいう言葉が出てしまったから、あれなのだけれども。だけれども、そういうようなことなのです。そのときにちゃんとそういういろんな選択肢が固まって、我々で言えないかもわからないけれども、そういう選択肢があって、この後こうだというような話をしたら、もうどうぞ外部委託ではなしに、広域に参加していたほうがいいのではないですか。6億円か10億円かの差額があつても。そのときにはきちんととつてもらいたいと思う。

○みそら

私に発言させてください。

○みそら

答えを求めている。

○市

本年の3月31日までに稼働停止できなかつたのですから、一日でも早く吉岡の新しい設備を稼働させる。これが基本的な考え方です。これまで平成元年から協議、協定書を結んでご迷惑をおかけしています、これから全力を挙げますので吉岡に建設ということで。ただ、それまでの間が、現施設が協議、協定書に基づくそういう環境基準とか、そういうのを守りながら適正に稼働していきますので、ぜひ新しい施設ができるまでの間、その現施設を稼働させていただきたいと。そういうお願いを私どものほうは、これからも皆様方にしたい。ですから、きょうはつきりと意見、争点よくわかりましたので。ただ、ぜひお願いしたいのは私どもが議会とか市民に、みそら自治会の皆様5年だとおっしゃ

っている。その5年、なぜ5年なのだというところを私どもが議会、市民に説明できるような、そういうアイデア、情報ですね、知恵をまず伺いたいというのがきょうのお願いなのです。

○みそら

言っているのではないですか。5年ではないよ。法的根拠は27年か、3月31日が法的根拠言うなら、それですよと。だけれども、いろんなものを考慮して5年いう数字が出ただけのことであって、それは法的根拠のない数字ですよ、5年いうのは。法的根拠が我々のよりどころは、協議、協定書、確認書に基づいた27年3月31日なのです。それを5年という猶予をもらったというしかないのだよ、市は。

○みそら

いいですか。私の質問ですけれども、時間が過ぎているので最後にしますので、市長さんたちにお聞きいただいくと同時に、また要望も私のほうで言いますので、よく聞いていてください。この3月31日、本年度ですね、3月31日でこうやって切れて、その後は違法状態になっています。その後、5月からですか、第1回から始めて、この12月の今回が実質的には8カ月ですか、それまでに初め市長のほうからは9年という形で出して、前回までで6年6カ月という形で進んできたのですけれども、それは事務レベルの段階のことです。6年6カ月ということで、市長は常々言っていますよね、一日も早くとめたいということですので、市長の考えは考え方1つなのです。その考え方1つで今まででも9年から6年半という形で石丸さんが言っているように進んできたわけですから、あと一呼吸です。それを日和事務局長が言っているように政治決断をしなければその先は進めないです。だから、事務レベルと市長の考えが一致ということではデッドロックでもう暗礁に乗り上げるだけなのです。ですから、先に進むというのは市長の決断1つなのです。それをよく考えていただきたいと思います。それから、お金のことも大分こうやって話題になりましたので、お金のほうは事務局長だって言っているように、新しい建設の期間が決まらない限り、それは一番最後になりますので、今回のように弁護士さんを呼んでいただく必要がありませんので、呼ぶそういうことはきょう最後としてください。あくまで、この新施設のあれが決まった段階でお金の問題というのは最後になりますので。それから、私の親から、小さいころから教わったことが、おまえはね、人との約束をちゃんと守れ、人に迷惑をかけるなというのが私の両親からの教えなのです。それは、市長だってそういうふうに思っているのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○市

約束を守れというのは、親から私も同じようにそういう指導、教育受けていますので、全く一緒です。ただ、9年から6年6カ月に短縮したものにつきましては、可能な限り法的にも、手続的にも、あるいはまた技術的にも検討、そういった政治判断が政策ではなくて、技術的に縮められるものを事務レベルで皆さんとともに協議してそういう形になりました。今、きょうのお話は、それを5年という形で政治的決断をしてほしいという、そういうお考えというのはよく理解いたしました。私、交渉会、もう市長はそういう技術的な問題なのだから欠席していいのだということで3回ほど私は出ていないのですが、要はあのときは、私はもう政治的な、あるいは政策的な判断でスケジュールは動かせませんので、政治的に法律変えなければいけませんから。ですから、どうぞ皆さんちょっとそういう技術的な、法的な議論をぜひともお願ひします。なるべく短縮してくださいということで言いました。

そのようにお話しした以上、これからそのスケジュールはさらにいろんな手続的に短縮できるかどうか、これは検討を続けてほしいというさつき強いご要望が上がりましたので、それはやります。しかし、そこに政治判断は、私は今後入れませんので。だけれども、入れないというお話をもうしましたので。ですから、これからも申しわけないのですが、政治判断でその期間を5年とかいう今そういう考えは持っていないです。もうなるべくちゃんと法的に、あるいは技術的、そういったもので短縮の検討をすべきだと、このように思います。

○みそら

ちょっと待って。ちょっと誤解というか、この技術的なものについては十分にやってもらいたいということなのです。それを、技術的なものをおまえは6年言っているけれども、5年にしろと、法律違反で5年にしろと、そういうことを要求しているわけではない。そういうものは政治的判断ではないのです。それと、ここを5年でとめるなんていうのは政治判断でも何でもないのです。事務的にその外部委託なのか、もう一回広域に交渉してやるかどうかわからないけれども、5年でとめるというようなものは、とめるということは着々と進めて、このぐらい費用かかるから約束を守らせていただきますということで、四街道市民に納得してもらうというのが市長の仕事なのです。そんな大それた政治判断ということではないと私は思っています。着々と約束を守るためにには全市民がこういうふうな犠牲になるけれどもということで理解してもらいたいと、このように思います。そういう努力をしてもらいたいと、こう思っています。そんなに大それたことではないと思います。その工期を縮めるということは難しいけれども、政治判断でやっても難しいことなのです。そういうことなのです。外部要因で延びるというこの一文があるので、この外部要因で延びるということは、6年6カ月いうこともさらに延びてしまうのではないかというような懸念があるのです。そういうようなことからすると。それは、もうあるだろうなというのも十分わかります。だから、それはそれでもう進めてください。だけれども、5年以内でとめるというようなもとに、いろいろと市が計画をして外部委託なり、佐倉ともう一回協議をするなりしてやっていただきたいと。そういうことです。答えは要りません。そういうことです。

○みそら

すみません、最後に単純な質問をいたしますが、6年6カ月と、それが短縮できない理由は何でしょうか。どういうところにありますか。

○市

お答えします。このような大きな施設、ごみ処理施設を整備するに当たりましてはいろいろな手続が必要だということは以前から申し上げてきたと思います。スケジュールについても、9月15日にこれ以上縮まらないというスケジュールをお示ししております。要は段階を経ないと答えが出てこないのです。その答えをもって次の計画に移っていくと。作業的にはまずそういう作業が1点。それから、物理的にどうしても必要な期間というのは、これはどうしようもありませんので、そういうものを積み上げると、もうこれ以上は縮まらないということになってしまいます。そのときにも私申し上げたのですけれども、例えばスケジュール上は9カ月とか、それがやった結果としては8カ月になるということもあるわけです。半分はちょっと極端ですけれども。ですから、もうこの計画自体のスター

トを切っておりますので、その作業をしていく中で縮めるという努力は、これはもちろんさせていただきますと。担当課長としてそういうようなお答えをさせていただきました。

○みそら

来年4月に総会があつて向こうで決めると思いますけれども、それ以後その基本合意があつてスタートしまして、やはりその作業が非常に大切だと思いますが、その後、最終合意、それにするまでにはいろんな計画をしなければいけないと思うのです。例えばどういう工場を探つて、どういう地域に搬入ごみはどうするかとか、地域の影響はどうなのかとか、そういうのが全て係つてくる。そうすると、そういうまとめて協議やらなければいけないと思います。そういうのは全てこの2年以内というような、そういう配慮でやらざるを得ないのではないかと思うのですが、どうなのでしょうか。

○市

それは、多分おっしゃっているのは吉岡区に造成計画、あるいは公害防止の面をご説明していかないと最終合意が得られないだろうと、そういうご質問だというふうに思つております。

○みそら

いろいろなものが関連してくると思うのです。ですから、一切の計画を全てまとめて作業ができるのではないかと。

○みそら

だから、この計画書の2番から13番ですか、そういうのをまとめなければ最終合意というのもできないのではないかと思うのですが、どうですか。

○市

まず、吉岡区の皆さんと話し合つていく。それから、吉岡区の皆さんに公害防止面、それから造成計画、そういうのをお示しするというところが我々としては大事だと考えております。今おっしゃったところは、基本計画の中でほぼお示しできると考えておりますので、基本構想、基本計画、ここで合意に至りたいと。ただ、それとは別に地域振興ビジョン、これも吉岡区にお示しをしております。これについては、いろいろ優先順位や財源といったものも問題がありますので、操業協定、最終合意とは別に期間、吉岡との話し合いする期間が1年ではまとまらない、そういうことも考えたは、念頭には置いております。

○みそら

そういうのは精力的に、1年でもうまとめるることはできないのですか。

○市

今申し上げたように、それはもちろん1年でまとめるように当然努力はしていくと。ただ、実際に道路を拡幅するとか、あるいはU字溝を入れるとか、そういう個々個別の入期の話になってくると、なかなか一発で、短期間で市が考えているように話し合いがまとまらないということもあり得ると。ですので、私も何度も申し上げていますけれども、施設の最終合意については1年でできないともちろんネック。ただ、地域振興策については、もう少し時間がかかるかもしれないということを申し上げているわけです。

○みそら

きょうの私どものお願ひについてまとめて申し上げたいと思います。できるだけ早い期間で吉岡に建設をすると。この方針はぜひ続けていただきたいと思います。12月9日付の回答書には外的要因により延びる可能性も含んでいると。つまり6年6カ月以上かかる可能性があるということが書いてあるわけですけれども、そういうあやふやなものだけでは我々は納得できないですから、お願ひしておりますように、それとは別に操業を停止するその準備も同時に考えていただきかなくてはならないと。そういうことです。そのために、先ほど外部委託の詳細は2カ月かかるとお聞きしましたので、こういうことというのは不測の事態で起り得るわけで、準備はしておく必要があると思います。我々の要求とは別個です。でありますから、いざというときに停止するというその準備、その詳細も考えていただきたいと。それは2カ月かかるかもしれません、お願いしたいということです。それから、回答書には5年以内に現処理施設の稼働を停止することはできませんと書いてありますが、そう言わないでもう一度そっちのほうの新施設とは別個に現施設の停止の手立て、これを同時に考えていただきたいと。これが私どものお願ひでございます。

○みそら

時間が迫ってきました。今会長から申し上げたように、検討課題はできるだけ早く回答をいただきたいと思います。そちらのほうから何かご意見ございますか。

○市

今会長さんがきょうのまとめというような形で皆さん方のお考えを表明していただいたのですが、今のお考えを自治会長名で文書で正式に書けないですか。私どもも正式にそれを回答いたしますので、それをこちら側からお願いで請求いたします。

○みそら

あれですか、例えば政治的決断をしてほしいということに対して回答をいただけるのですか。

○市

きょうは、この場では政治的決断はいたしませんというふうに回答はしています。ただ、皆様方のほうでどういう形で質問状、文書をいただけるかちょっとわかりませんけれども、今会長さんがおつ

しやられたことを文書で私どものほうに出していただいて、私どもも正式にまた文書でお返しする。そういう積み重ねを1つずつやっていかないと、単に議論の中でやってもしようがないのです。ぜひ文書をいただければと思います。

○みそら

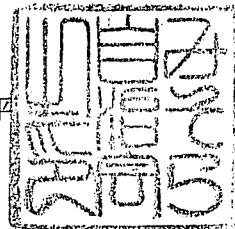
それについてはこれから検討しますから、議論をしないとやはり問題点は浮彫になりませんよ。だから、次の交渉は1月17日にこここの総会がありますので、その結果がすごく大事なので、その直後にお願いしたいと思いますけれども。こちらの要求について文書で出すか出さないかは検討したいと思います。

○みそら

それでは、ほかにないですか。では、そちらのほうもなければ。ちょっと時間が過ぎましたが、本日はありがとうございました。

議事録確認者

みそら自治会会长 青柳 象平



四街道市長 佐渡 齊

